

長崎県がん教育外部講師登録制度 実施要領

第1条 目的

県内の各学校が主催、企画運営する「がん教育」において、外部講師として、一定の要件を満たし、各学校の依頼に基づく授業等に対応することができる医療従事者及びがん経験者等を、あらかじめ名簿登録し、学校等関係者へ情報提供することにより、学習指導要領に基づく児童生徒の発達段階に応じたがん教育を行うことができる外部講師の人材確保を図るとともに、がんに対する正しい知識やがん患者への理解及び命の大切さに対する認識をより一層深めるため、県内各学校において外部講師を積極的に活用したがん教育の推進を図ることを目的とする。

第2条 実施機関について

本制度は県関係部署（福祉保健部医療政策課、教育庁体育保健課、総務部学事振興課）、医療機関、NPO法人ピンクリボンながさき、各市町教育委員会及び県内各学校が連携し、運用実施するものとする。

第3条 登録要件について

- (1) 県内各学校からの要請に基づくがん教育における外部講師として、医療従事者が満たすべき登録要件を別表第1、がん経験者等が満たすべき登録要件を別表第2にそれぞれ定め、その要件の全てを満たす者を登録する。
- (2) がん診療連携拠点病院、推進病院、離島中核病院においては、前項(1)で定める登録要件にかかわらず、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」等に基づき、病院が所在する医療圏における学校や職域により依頼があった際は、外部講師としてがん診療従事者の派遣に努める。
- (3) その他、体育保健課が実施する「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」において、医療従事者へ外部講師として依頼する場合は、前項(1)で定める登録要件に関わらず、当該実施要領制定前の従前のおり、別途、必要に応じ、県から個別に派遣を打診する。

第4条 登録申請手続き、登録名簿の作成及び情報共有について

- (1) 医療機関長は、自院内において希望する医療従事者の外部講師登録及び更新にかかる手続き、学校からの外部講師派遣依頼等にかかる連絡調整を担う「がん教育の調整窓口となる担当者」（以下、「調整担当者」という。）を1名指名する。
- (2) 第3条(1)で定める登録要件を満たし、外部講師として登録を希望する医療従事者は、登録申請書（様式第1号）及び長崎県がん教育外部講師登録名簿（様式第1-2号）に必要事項を記入のうえ、院内の調整担当者へ提出すること。
- (3) 医療機関長（調整担当者）は、自院内の医療従事者から提出された登録申請書（様式第1号）及び長崎県がん教育外部講師登録名簿（様式第1-2号）をとりまとめ、外部講師登録推薦書（様式第2号）及び調整担当者登録名簿（様式第2-2号）を添え、別に定める県電子申請システムのフォーマットにより、医療政策課長へ申請を行うものとする。
- (4) 第3条(1)で定める登録要件を満たし、外部講師として登録を希望するがん経験者等は、登録申請書（様式第1号）及び長崎県がん教育外部講師登録名簿（様

式第 1-2 号) に必要事項を記入のうえ、別に定める県電子申請システムのフォーマットにより、医療政策課長へ申請を行う。

- (5) 第 3 条(2)及び(3)に該当する医療機関は、第 4 条(2)及び(3)の手続きによらず、別途、県から外部講師候補者等について照会を行い確認するとともに、当事者の同意を得た場合は、次項(6)で作成する名簿に登載するものとする。
- (6) 医療政策課長は、同条に基づき提出された申請書及び推薦書等について、内容を確認し、登録条件に適合する場合、外部講師登録名簿(様式第 1-2 号)、調整担当者名簿(様式第 2-2 号)をとりまとめ登載する。(名簿は毎年 6 月 1 日時点の情報により作成し、更新するものとする)
- (7) 医療政策課長は、前項(6)に基づき作成した各名簿を、当該申請医療機関の調整担当者、当該登録されたがん経験者等、県教育庁体育保健課長、県総務部学事振興課長及び NPO 法人ピンクリボンながさきへ送付する。
- (8) 名簿の送付を受けた各医療機関の調整担当者は、自院内の外部講師登録者等へ、体育保健課長は市町教育委員会等を経由し管内の各学校へ、学事振興課長は私立学校へ、それぞれ名簿及びその活用方法について周知を行うものとする。また、名簿の送付を受けた NPO 法人ピンクリボンながさきは、がん経験者等の外部講師登録者のサポート、フォローアップ等のため名簿を活用するものとする。

第 5 条 登録名簿の更新について

- (1) がん教育外部講師及び調整担当者の登録内容に変更が生じる場合(新規の外部講師登録が生じる場合は第 4 条の手続きによる)は、医療政策課長へ、登録変更届(様式第 3 号)を電子メール(s04030@pref.nagasaki.lg.jp)により提出するものとする。
- (2) 登録変更届を受理した医療政策課長は、名簿を 6 月 1 日時点で更新し、第 4 条(7)に基づき関係機関へ送付する。更新名簿の送付を受けた各関係機関は第 4 条(8)に基づき関係者へ周知等を行うものとする。

第 6 条 名簿を活用した外部講師への依頼方法及び実績報告について

- (1) 県内各学校が、がん教育の外部講師として、外部講師登録名簿(様式第 1-2 号)の登録者の派遣を依頼する場合は、学校から、調整担当者登録名簿(様式第 2-2 号)に登録されている調整担当者へ、依頼について連絡し、調整等を行うものとする。
- (2) 体育保健課が実施する「外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業」において、外部講師に依頼する場合は、前項(1)によらず、別途、体育保健課が定める実施要項に基づき行うものとし、当該実施要領制定前の従前とおり、県で外部講師等を調整のうえ、各学校へ別途連絡するものとする。
- (3) 当該登録名簿に登載された外部講師を活用し、がん教育を実施した学校は、別に定める県電子申請システムのフォーマットにより入力し、実績報告を行うものとする。ただし、前項(2)に該当する場合は、別途、体育保健課が定める実施要項によるものとする。
- (4) 各学校から報告された実績報告は、医療政策課長、体育保健課長、学事振興課長及び各市町教育委員会て共有し、今後の県内のがん教育の更なる推進に活用する。
- (5) 報告された実績報告のとりまとめ結果については、県内のがん教育の更なる推

進を目的として、必要に応じて、がん普及推進協議会（事務局；体育保健課）、がん対策部会（事務局；医療政策課）、がん診療連携協議会（事務局；長崎大学病院、県）の構成員、NPO 法人ピンクリボンながさきへ共有するものとする。

第7条 その他

この実施要領に定めるもののほか、この実施要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年8月18日から試行運用した同制度において、名簿登載された外部講師及び調整担当者については、令和8年4月1日施行した当該新制度においても第3条に基づく登録申請及び登録がなされなかったものとみなし、継続して名簿に登載する。

別表第1（第3条関係）

がん教育外部講師（医療従事者）登録要件について

- 1 必ず（過去または現在で）がん診療に携わっている医療従事者であること。
- 2 以下に掲げる教材等にて、登録申請前までに事前に学習していること。
なお、(1)～(4)は事前学習を必須とし、(5)～(8)は事前学習が望ましいものとする。
 - (1)外部講師を活用したがん教育ガイドライン（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm
 - (2)学校におけるがん教育の在り方について（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369993.htm
 - (3)がん教育外部講師のための e-learning（全国がん患者団体連合会）
https://zenganren.jp/?page_id=4699
 - (4)がん教育における配慮ガイドライン（全国がん患者団体連合会）
<https://zenganren.jp/wp-content/uploads/2020/01/784fefea55bfc40e42db9a41ab0998bf.pdf>
 - (5)がん教育推進のための教材 補助教材（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm
 - (6)日本対がん協会の作成した映像教材等の資料（日本対がん協会）
<https://www.jcancer.jp/cancer-education/allmaterial.html>
 - (7)書籍「学校におけるがん教育の考え方、進め方」（大修館書店）
 - (8)外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業（県体育保健課）
<https://www.pref.nagasaki.jp/doc/page-652565.html>
- 3 「長崎県がん教育外部講師登録制度実施要領」を確認し、制度を理解していること。
- 4 登録後、各学校からの要請により、外部講師としてがん教育を実施する場合、以下の留意点を遵守すること。
 - (1) 学習指導要領や学校の教育目標に沿う授業又は講演の内容となるよう、授業等の実施前に、実施学校の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
 - (2) 児童生徒が、がん患者である場合や、児童生徒の身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。
 - (3) 特定の医療機関、特定の治療法、代替療法、健康食品の推奨や、特定の政治団体、宗教団体の支持を行わないこと。
 - (4) その他、教育委員会や学校から提示される留意点を事前に確認のうえ遵守すること。

別表第2（第3条関係）

がん教育外部講師（がん経験者等）登録要件について

- 1 長崎県ピアサポーターに認定されていること。
- 2 NPO法人ピンクリボンながさきが主催するがん教育教材作成やロールプレイなどの学習会に参加し、研鑽していること。
- 3 以下に掲げる教材等にて、登録申請前までに事前に学習していること。
なお、(1)～(4)は事前学習を必須とし、(5)～(8)は事前学習が望ましいものとする。
 - (1) 外部講師を活用したがん教育ガイドライン（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm
 - (2) 学校におけるがん教育の在り方について（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369993.htm
 - (3) がん教育外部講師のためのe-learning（全国がん患者団体連合会）
https://zenganren.jp/?page_id=4699
 - (4) がん教育における配慮ガイドライン（全国がん患者団体連合会）
<https://zenganren.jp/wp-content/uploads/2020/01/784fefe55bfc40e42db9a41ab0998bf.pdf>
 - (5) がん教育推進のための教材 補助教材（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm
 - (6) 日本対がん協会の作成した映像教材等の資料（日本対がん協会）
<https://www.jcancer.jp/cancer-education/allmaterial.html>
 - (7) 書籍「学校におけるがん教育の考え方、進め方」（大修館書店）
 - (8) 外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業（県体育保健課）
<https://www.pref.nagasaki.jp/doc/page-652565.html>
- 4 「長崎県がん教育外部講師登録制度実施要領」を確認し、制度を理解していること。
- 5 登録後、各学校からの要請により、外部講師としてがん教育を実施する場合、以下の留意点を遵守すること。
 - (1) 学習指導要領や学校の教育目標に沿う授業又は講演の内容となるよう、授業等の実施前に、実施学校の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
 - (2) 児童生徒が、がん患者である場合や、児童生徒の身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。
 - (3) がん教育において話す実体験は、個人的な体験の一つであることを十分に説明すること。
 - (4) 特定の医療機関、特定の治療法、代替療法、健康食品の推奨や、特定の政治団体、宗教団体の支持を行わないこと。
 - (5) その他、教育委員会や学校から提示される留意点を事前に確認のうえ遵守すること。